

## 環境政策

### 1 環境基本計画の推進

本市では、京都市環境基本条例に基づき、環境の保全に関する長期的な目標や個別分野の施策の大綱を示す環境行政のマスタープランとして、「京都市環境基本計画（2016～2025）」を策定（令和3年3月に一部改定）し、施策を総合的かつ計画的に推進しています。

また、本計画の基本施策の一つである「環境教育・学習を通じた理解と行動の促進及び人材育成」を推進するため、「京都市環境教育・学習基本指針」（平成29年3月策定）に基づき、あらゆる場において、生涯にわたって間断なく、ライフステージに応じた質の高い取組が実施されるよう、環境教育・学習の取組を促進するとともに、京都市環境保全活動センター（京エコロジーセンター）、南部クリーンセンター環境学習施設「さすてな京都」を環境教育・学習の中核施設とし、誰もが気軽に地球温暖化対策、生物多様性保全やごみ減量について学べる機会の充実を図っています。

### 2 地球温暖化対策

本市は、京都議定書誕生の地として、世界・我が国の地球温暖化対策を牽引していく重要な役割を担っています。

このため本市では、京都ならではの脱炭素社会の実現に向け、「京都市地球温暖化対策条例（愛称：「2050京<sup>きょう</sup>からCO<sub>2</sub>ゼロ条例」）」及び「京都市地球温暖化対策計画〈2021-2030〉」に基づき、市民、事業者の皆様と共に、取組を着実に推進しています。

#### (1) 地球温暖化対策条例の推進

本市では、平成17年4月、地球温暖化対策に特化した全国初の条例である「京都市地球温暖化対策条例」を施行し、全国を先導する取組を推進してきました。

令和元年5月に、全国に先駆けて京都市長が日本の自治体の長として初めて、2050年CO<sub>2</sub>排出量正味ゼロを目指す覚悟を表明し、「1.5℃を目指す京都アピール」を発表しました。これを受け、脱炭素社会の実現に向け、

令和 2 年 12 月に「京都市地球温暖化対策条例」を改正（改正条例愛称：「2050 京<sup>きょう</sup>から CO<sub>2</sub>ゼロ条例」）し、「京都市地球温暖化対策計画〈2021-2030〉」を策定しました。

「2050 京<sup>きょう</sup>から CO<sub>2</sub>ゼロ条例」においては、地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出抑制を図る「緩和策」に加え、新たに気候変動の影響に対応する「適応策」を重点施策に位置付け、それらを両輪として取組を推進することとしています。令和 3 年 7 月には、京都における気候変動の影響及び適応に関する情報の収集・分析・発信を通じて適応策を推進する拠点として、京都府及び大学共同利用機関法人人間文化研究機構総合地球環境学研究所との協働により、「京都気候変動適応センター」を設置しました。

なお、令和元年度の温室効果ガス排出量は、平成 30 年度と比べて 9.0 万トン、1.4%の減少となり、基準年度である平成 25 年度と比べても 162.1 万トン、20.7%の減少となっています。また、エネルギー消費量については、ピーク時の平成 9 年度から 29.1%の減少となっています。

## **(2) エネルギー政策**

京都市会における「原子力に依存しないエネルギー政策への転換と再生可能エネルギーの普及拡大に関する決議」（平成 24 年 3 月）を踏まえ、「京都市地球温暖化対策計画〈2021-2030〉」に基づき、省エネの徹底及び最大限の再生可能エネルギーの導入による、原子力発電に依存しない持続可能な脱炭素社会の実現に向けた取組を推進しています。

また、京都市長が会長を務める指定都市自然エネルギー協議会では、再生可能エネルギーの普及拡大に向け、設立以来、毎年国に対する政策提言を行っています。令和 3 年度は、気候変動対策に危機感をもって取り組んでいくため、自然エネルギーの最大限の導入及び活用に向けた目標値の設定や大都市の特性を踏まえた自然エネルギー需要拡大策の強化等について政策提言を行いました。

さらに、再生可能エネルギーの主力電源化、石炭火力発電からの脱却や原子力発電に依存しない持続可能なエネルギーシステムの構築に当たっては、電力事業者の役割が極めて重要であることから、平成 24 年度以降、関西電力株式会社に対する株主提案を行っています。

### (3) 再生可能エネルギー等の利用の推進

本市では、2050年CO<sub>2</sub>排出量正味ゼロの実現に向け、太陽光などの再生可能エネルギーの普及拡大を地球温暖化対策の重点施策と位置付けて太陽光発電システム等への設置補助を行い、住宅への普及拡大を進めています。

また、一定規模以上の建築物の新築等をしようとする建築主に対して、規定量以上の再生可能エネルギー利用設備を設置することや建築物の新築等に係る設計を行う建築士に対して、建築主に再生可能エネルギー利用設備の導入に関して説明することを義務付けています。加えて、初期費用ゼロで太陽光発電設備を導入する新たなビジネスモデルである「0円ソーラー」のサービスを提供する再エネ事業者と住宅・事業所等の施設所有者とのマッチングを図る太陽光発電プラットフォーム事業や需要をまとめることで太陽光発電設備や再エネ電力の価格低減を図るグループ購入事業を実施しています。

さらに、市民が再生可能エネルギーの普及に関わることができる「京都市市民協働発電制度」及び市有施設の屋根等を民間事業者の有償で貸し出し、事業者自らが資金調達を行い、太陽光発電設備等を設置して発電事業を行う「太陽光発電屋根貸し制度」により、市有施設37箇所（合計1,292.72kW）において発電を行っています。

このほか、再生可能エネルギー由来の電気を供給する電力会社やプランをインターネットなどによりわかりやすく情報発信するなど、市民・事業者による再生可能エネルギー由来の電気の選択を促進するほか、地域における再生可能エネルギー普及支援として、右京区嵯峨越畑地域において、農業用水を活用した小水力発電事業の実施に向けた支援を行っています。

### (4) 市民による地球温暖化対策の推進

京都議定書が発効した2月16日にちなんで、毎月16日を「環境に良いことをする日」とし、自家用車の使用を控えるノーマイカーデーにするなど、市民や事業者の皆様と共に環境にやさしい取組を実践するとともに、「世界に通用するライフスタイルの京都モデル」を確立するため、ライフスタイルの転換に向けた意識啓発及び実践行動の促進を図っています。

また、環境にやさしいライフスタイルへの転換と地域力の向上が相乗的

に進むよう、地域ぐるみで主体的に環境に良い活動（エコ活動）を実践できるよう支援し、「エコ学区」ステップアップ事業に取り組んでいます。

さらに、子どもの視点からライフスタイルを見直し、環境にやさしい暮らしを実践する、「こどもエコライフチャレンジ推進事業」を実施しています。

#### **(5) 運輸部門における地球温暖化対策の推進**

自動車から排出される温室効果ガスを削減するために、徒歩での移動や公共交通の利用を促進する政策を進めていくことを基本としながら、次世代自動車への転換、エコドライブの普及など環境負荷の小さい移動方法に関する施策を推進しています。

さらに、次世代自動車である燃料電池自動車（FCV）、電気自動車（EV）、プラグインハイブリッド車（PHV）の普及を促進するため、FCVを活用した体験型水素学習事業の実施、環境イベント等でのリーフレットの配布や防災訓練における非常用電源としての活用方法のPRなど、次世代自動車の魅力発信に重点的に取り組んでいます。

#### **(6) 事業者による地球温暖化対策の推進**

事業者部門における温室効果ガス排出量削減に向け、一定要件以上の事業者を「特定事業者」と定め、事業者排出量削減計画書及び削減報告書の提出の義務に加え、本市が総合評価を行い公表する「事業者排出量削減計画書制度」を進めています。

また、電力やガス等のエネルギー使用状況の「見える化」が可能となるEMS（エネルギーマネジメントシステム）の導入促進や業種ごとに効果的な省エネ対策（設備改修等）に関する「省エネモデル」の構築や普及拡大を推進しています。

#### **(7) 市有施設照明設備のLED化の推進**

市有施設の省エネルギー化とCO<sub>2</sub>排出量の削減に加え、経費節減の観点から、照明設備のLED化の取組を推進しています。

令和3年度は区役所・支所等24施設を対象にLED化を行います。また、令和4年度以降、これら以外の市有施設についても経済的かつ効率的にLED化を進められるよう、各施設の照明器具等の現状調査を実施し、検討を進めています。

## **(8) 国際的な地球温暖化対策の推進**

地球規模での温暖化対策を促進するため、本市は環境分野の国際的な自治体連携組織である「イクレイー持続可能な都市と地域をめざす自治体協議会」に参画し、京都市長がイクレイ東アジア地域理事会議長を務めるなど、世界で先導的な役割を果たすとともに、国際会議やシンポジウムの開催、参加を通じて、本市施策の発信、国内外の自治体間で先進的な取組や成功事例の共有に努めています。

令和2年度は、京都議定書誕生の地、そしてパリ協定の実行を支える「IPCC 京都ガイドライン」採択の地として、パリ協定の目指す脱炭素社会の構築に向けて更に貢献していくため、石炭火力発電からの脱却の加速化を目指す国際的な連盟「脱石炭連盟」(PPCA)に日本で初めて加盟しました。

また、オンラインで行われた「イクレイ東アジア地域理事会」やパリ協定5周年及び日本・EU気候パートナーシップ記念イベント、脱炭素都市国際フォーラム等の国際会議に積極的に参加し、2050年CO<sub>2</sub>排出量正味ゼロに向けた取組や本市の環境政策を発信しました。

このほか、世界で地球環境の保全や地球温暖化対策に貢献した方々の功績を顕彰し、地球環境問題に関するメッセージを発信するために、国や京都府、京都商工会議所等と共に、「KYOTO 地球環境の殿堂」を創設し、殿堂入り者の表彰等を実施しています（令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、式典を令和3年度に延期）。

## **3 環境保全対策**

### **(1) 総合的な環境保全対策の推進**

#### **ア 環境影響評価（環境アセスメント）**

大規模な開発事業等の実施に際し、適切な環境配慮を行うことにより、健全で恵み豊かな環境の保全を図るため、「京都市環境影響評価等に関する条例」（平成11年6月施行、平成25年4月改正施行）等に基づき、環境影響評価を実施しています。

## イ 環境マネジメントシステム

事業活動に伴う環境への負荷を低減させるため、市役所本庁及び区役所・支所等のオフィス系部門において本市独自の環境マネジメントシステムである「京都市役所環境マネジメントシステム（KYOMS）」を運用するとともに、市内の事業者に対し、京都発の環境マネジメントシステムである「KES・環境マネジメントシステム・スタンダード」の認証取得の促進を図っています。

### (2) 生物多様性保全

「生物多様性の保全と持続可能な利用」の促進と自然共生社会の実現に向け、令和3年3月に策定した「京都市生物多様性プラン(2021-2030)」に基づき、京都の文化を支えてきた生きものの保全・再生の取組を認定する「京の生きもの・文化協働再生プロジェクト認定制度」の拡充や生物多様性保全のために行動する人（担い手）を増やすため、できる取組を宣言していただく「生物多様性保全の担い手宣言制度（仮称）」の創設、さらには各主体の取組支援や情報の集約・発信を強化するためポータルサイト「京・生きものミュージアム」をリニューアルするなど、行動の輪の拡大に向けて取り組んでいます。

### (3) 公害対策

#### ア 環境汚染の状況

大気汚染状況を経年的に見ると、二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化炭素及び浮遊粒子状物質とも横ばい又は緩やかな良化傾向にあります。

微小粒子状物質（PM2.5）について、令和2年度の環境基準及び市保全基準の達成率は、一般環境大気測定局、自動車排出ガス測定局共に5年連続で100%となりました。

また、河川水質をみると、水質汚濁の代表的な指標であるBOD（生物学的酸素要求量）及び健康項目（カドミウム等26項目）について、基準が定められている全地点で環境基準及び市保全基準を達成しています。

## イ 環境汚染防止対策

### (7) 大気汚染防止対策

大気汚染の状況を把握するため、一般環境大気測定局（9局）、自動車排出ガス測定局（5局）において大気汚染物質を測定し、テレメータシステムにより、衛生環境研究所において集中常時監視を行っています。また、工場・事業所のばい煙発生施設に対する監視・指導等を行っています。

### (イ) 水質汚濁防止対策

水質汚濁の状況を把握するため、22河川42地点で常時監視を行うとともに、工場・事業場排水の監視・指導や、浄化槽による生活排水対策に取り組んでいます。

### (ウ) その他

悪臭対策、騒音対策、振動対策、地下水質保全対策、地盤沈下対策、土壌汚染対策等を実施しています。

また、令和2年6月に「京都市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例」を施行し、汚染土砂の搬入による生活環境被害等を未然に防ぐため、基準に適合しない土砂の埋立て等を規制しています。

## ウ 公害苦情の状況

令和2年度の公害苦情の状況については、下表のとおりです。

種別	件数（件）	割合（％）
騒音	224	53.7
大気汚染	62	14.9
悪臭	77	18.5
水質汚濁	31	7.4
振動	17	4.1
その他	6	1.4
合計	417	100

## 4 ごみ処理

資源の有効利用と環境負荷の低減を図る観点から、2R（ごみになるものを作らない・買わないといった「リデュース（発生抑制）」、繰り返し使う「リユース（再使用）」）と分別・リサイクルの促進に取り組んでいます。徹底してごみの減量と資源循環を進め、最後に残ったごみは、ごみ発電とバイオガス化を併用することなどによるエネルギー回収の最大化、温室効果ガス排出量の削減、最終処分量の最小化を図りながら、適正に処理します。

家庭ごみは、「燃やすごみ」「缶、びん、ペットボトル」「プラスチック製容器包装」を収集しており、有料指定袋制を実施しています。

なお、平成30年度からは、バイオマス※ポリエチレン（サトウキビの非可食部等から生成）を10%配合した指定袋を導入しています。

※ バイオマス：生ごみ、木くずなどの動植物から生まれた再生可能な有機性資源。燃やすとCO<sub>2</sub>が排出されるが、樹木が成長する際に光合成によって大気中から吸収したCO<sub>2</sub>が大気中に排出されるものであり、差し引きゼロ（カーボン・ニュートラル）とみなすことができます。

### (1) 燃やすごみ収集

一般家庭を対象に各まち美化事務所がそれぞれ所管する区域を2方面に分割し、月木、火金の曜日の組合せで週2回の定曜日午前収集を実施しています。パッカー車の進入が困難な地域では軽四輪車で収集し、パッカー車へ積み替えており、また、一部の中高層団地においてはコンテナ収集を行っています。

### (2) 資源ごみ収集

#### ア 缶、びん、ペットボトル

缶、びん、ペットボトルは、週1回の定曜日収集を行っています。分別収集した缶、びん、ペットボトルは、「南部資源リサイクルセンター」と「北部資源リサイクルセンター」に搬入し、選別、異物除去、圧縮の中間処理の後、再資源化事業者へ直接売却又は日本容器包装リサイクル協会の指定する再資源化事業者へ引き渡し、リサイクルしています。

#### イ プラスチック製容器包装

プラスチック製容器包装は、週1回の定曜日収集を行っています。収集したプラスチック製容器包装は、「西部圧縮梱包施設」と「横大路学園」

に搬入し、異物除去、圧縮梱包の中間処理の後、日本容器包装リサイクル協会の指定する再資源化事業者に引き渡し、リサイクルしています。

## **ウ 小型金属類・スプレー缶**

鍋、やかん、フライパン等、最長部分がおおむね 30cm 以下の小型金属類及びスプレー缶の分別収集を資源ごみ収集定点において月 1 回の定曜日収集を行っています。また、月に 2 回、区役所・支所のエコまちステーションにおいても回収しています。

収集した小型金属類をアルミと鉄に選別した後、再資源化事業者に直接売却しています。

## **エ 雑がみ**

雑がみ、新聞及びダンボール等は、資源ごみ収集定点において、月 2 回の定曜日収集を行っています。また、月に 2 回、区役所・支所のエコまちステーションにおいても回収しています。

収集した雑がみは、古紙回収業者に引き渡し、リサイクルしています。

## **オ その他定期収集以外の資源ごみ回収**

### **(7) 移動式拠点回収**

市民の身近な場所である公園や学校などに出向き、資源物を回収する「移動式拠点回収事業」を実施しています。

令和 2 年 10 月から回収場所及び実施回数を拡充することとし、市内全域の約 400 箇所で概ね年 4 回、年間最大で約 1,700 回の実施に向けて取り組んでいます。また、学区（元学区）単位で 2 年に 1 回、土日祝日に、資源物に加え、有害・危険ごみを回収しています。

### **(イ) 資源物回収拠点**

行政施設、商業施設等に設置した「資源物回収拠点」において、資源物の回収を行っています。また、土日祝日も利用できる回収拠点として上京リサイクルステーションを設置し、市民の皆様が資源物を排出しやすい環境づくりに取り組んでいます。

### **(ウ) その他**

市の収集とは別に、町内会等の団体が行うコミュニティ回収など、市民の皆様の主体的な分別を促進する仕組みを拡充しています。

＜資源物回収拠点及び移動式拠点回収事業の回収品目＞

	資源物回収拠点				移動式 拠点回収
	エコまち ステーション	まち美化 事務所	上京リサイクル ステーション	行政施設, 自治会館, 商業施設 など	
	15 品目	16 品目		—	
・古紙 ・雑がみ ・古着類	○ (月に2回)	○	○	—	○
・紙パック ・蛍光管 ・小型家電	○	○	○	○	○
・使用済てんぷら油 ・乾電池 ・リユースびん					
・ボタン電池 ・水銀体温計 ・記憶媒体類 ・使い捨てライター	○	○	○	—	○
・充電式電池 ・水銀血圧計 ・インクカートリッジ					
・刃物類	—	○	○	—	○
・陶磁器製の食器 ・木の枝	—	—	—	—	○

### (3) 大型ごみ収集

一般家庭から排出される不用となった家具類や電化製品等の大型ごみは、電話申込みにより生活環境美化センターが有料で収集を行っています。

なお、家電リサイクル法や資源有効利用促進法に基づき、テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機及びパソコンは、大型ごみ収集の対象から除外しています。

### (4) ペット及び野生動物等の死体

ペットの死体は、電話申込みにより有料で専用車による収集を行います。また、野良猫等の野生動物の死体は、上記と同様の方法により無料で収集を行っています。

### (5) 精霊送りの供物収集

お盆の精霊送りの供物などを川へ流すことは環境衛生上好ましくないため、寺院、保健協議会の協力を得て、市内約 600 箇所供物受納場所を設け、特別収集を行っています。

### (6) 年末年始特別収集

年末のごみ量の増加と年始の滞留ごみに対応し円滑に収集処理するため、年末年始の間は定期収集作業を年末年始収集作業に切り替え、特別作業を行っています。また、年内の最終収集日等については、お知らせビラなどで周知徹底を図っています。

## (7) 街頭ゴミ容器のゴミ収集

「京都市美化の推進及び飲料容器に係る資源の有効利用の促進に関する条例」に基づく美化推進強化区域を中心に設置している街頭ゴミ容器（普通ゴミ及び缶・びん・ペットボトルに分別）のゴミを毎日収集しており、観光客等の動向に応じて、適宜、ゴミ容器の設置数や収集回数を増やすなど、ゴミの散乱対策に努めています。

## (8) 不法投棄ゴミ収集

不法投棄の常習地でのゴミの散乱防止のための啓発、パトロールを実施するとともに、市内各所に不法投棄されるゴミを撤去しています。

また、繰り返される不法投棄の対策に取り組まれている地域団体に監視カメラを貸し出すなど、不法投棄がされにくい環境づくりを進めています。

## (9) ゴミ収集福祉サービス（まごころ収集）

燃やすゴミ、資源ゴミをゴミ集積場（定点）まで排出することが困難な世帯を対象として、玄関先に出されたゴミを直接収集する「ゴミ収集福祉サービス（まごころ収集）」を実施しています。定期的なゴミの排出がない場合には、登録された連絡先への連絡を行い、希望者に対してはインターホンによる声掛けも行っています。

## (10) ゴミ処理計画（令和3年度）



注：世帯数は、令和3年4月1日推計

## (11) 中間処理

燃やすごみ等の可燃ごみはクリーンセンターで焼却し、焼却残灰及び直接搬入されたごみのうち、陶磁器等の不燃ごみは埋立処分をしています。

なお、クリーンセンターでは、ごみ焼却の際に発生する熱により発電を行い、さらに南部クリーンセンターにおいては、生ごみ等からバイオガスを回収し、発電を行うことによって施設内や関連施設の電力を賄うほか、余剰の電力は電気事業者に売却しています。

### ア クリーンセンター

#### (7) 焼却施設

種別	クリーンセンター 南部クリーンセンター	東北部クリーンセンター	北部クリーンセンター
所在地	伏見区横大路八反田 29 番地	左京区静市市原町 1339 番地	右京区梅ヶ畑高鼻町 27 番地
敷地面積	16.3 ha ※1	27.2 ha ※2	9.5 ha ※3
稼働開始時期	令和元年 10 月	平成 13 年 4 月	平成 19 年 1 月
総工費	315 億 2,000 万円	506 億 1,000 万円	320 億 200 万円
焼却能力	500t/24h 〔バイオガス化施設 60t/24h を併設〕	700t/24h	400t/24h

※1 焼却施設、選別資源化施設、バイオガス化施設、「さすてな京都」だけでなく、旧第一工場、横大路学園、南部資源リサイクルセンター、廃食用油燃料化施設、伏見まち美理事務所、消防ヘリポート等を含む。

※2 破碎施設を含む。

※3 再資源化施設を含む。

#### (4) 破碎施設

種別	クリーンセンター 南部クリーンセンター 選別資源化施設	東北部クリーンセンター 破碎施設
所在地	伏見区横大路八反田 29 番地	左京区静市市原町 1339 番地
稼働開始時期	令和元年 10 月	平成 13 年 4 月
総工費	※	※
型式	高速回転式破碎機 縦型切断機	多軸式低速回転破碎機
能力	180t/6h 〔縦型高速回転破碎機 140t/6h 縦型切断機 40t/6h〕	80t/6h

※ 焼却施設を含む。

## イ 再資源化施設

### (7) 選別・圧縮施設

施設 種別	缶・びん・ペットボトル		プラスチック製容器包装	
	南部資源 リサイクル センター	北部資源 リサイクル センター	西部圧縮 梱包施設	横大路学園
所在地	伏見区横大路 千両松町 477 番地	右京区梅ヶ畑 高鼻町 27 番地	西京区大枝沓 掛町 26 番地	伏見区横大路 千両松町 277 番地
敷地面積	※1	※2	8.7 ha	※1
稼働開始 時期	平成 11 年 4 月	平成 19 年 1 月	平成 19 年 10 月	平成 19 年 12 月
処理能力	60t/5h	40t/5h	60t/15h	20t/5h

※1 南部クリーンセンターの一部

※2 北部クリーンセンターの一部

### (イ) その他

種別 施設	廃食用油
	廃食用油燃料化施設
所在地	伏見区横大路千両松町 477 番地
敷地面積	※
稼働開始 時期	平成 16 年 6 月
処理能力	5,000ℓ/日

※ 南部クリーンセンターの一部

### (12) 最終処分（埋立処分地）

焼却残灰や不燃ごみの最終処分地として、東部山間埋立処分地（埋立容量約 350 万 m<sup>3</sup>（覆土約 100 万 m<sup>3</sup>を除く。))を平成 12 年度から供用開始するとともに、大阪湾圏域広域処理場整備事業（フェニックス事業）に参画しています。

### (13) ごみの減量，分別・リサイクル

#### ア 「京・資源めぐるプラン(京都市循環型社会推進基本計画(2021-2030))」 の推進

本市では，ごみの処理に巨額の費用を要していること，また，本市唯一の最終処分場である東部山間埋立処分地をできる限り長く使用することをはじめ，より一層，資源・エネルギーの有効利用と環境負荷の低減を図るため，平成 27 年 3 月に「京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」を，2R と分別・リサイクルの促進の 2 つを柱とした条例へと改正（愛称：ごみ半減をめざす「しまつのこころ条例」，平成 27 年 10 月施行）するとともに，この条例の内容をはじめとする新しいごみ減量施策を盛り込んだ「新・京都市ごみ半減プラン」を策定し，市民，事業者の皆様と共に，ごみの減量に取り組んできました。

令和 3 年 3 月には，次期計画として「京・資源めぐるプラン」を策定し，「くらしと事業活動における 2R の推進及びリニューアブルへのチャレンジ」，「質の高い資源循環に向けた分別・リサイクルとエネルギー創出の推進」及び「自然災害の発生や長寿社会の進展等にもしなやかに対応できる強靱な適正処理体制の構築」という 3 つの基本的な方向性のもとに 12 の重点施策を定めました。

同計画に基づき，ごみ減量に加え，プラスチックごみ対策等をはじめとした，より資源循環に重点を置いた施策を展開していきます。

#### ＜主な数値目標と取組実績＞

ごみの市受入量は，これまでの市民・事業者の皆様のお協力・御尽力により，ピーク時(平成 12 年度)から 20 年連続で減少し，令和 2 年度は 38.5 万トン(対前年度比△5.8%)となり，「新・京都市ごみ半減プラン」に掲げる削減目標(39 万トン)を達成しました。また，1 人 1 日当たりの家庭ごみ量は，令和元年度は 396 グラム，令和 2 年度は 406 グラムとなり，他の政令市平均の約 4 分の 3 と大都市の中で最も少なくなっています。

なお，令和 2 年度のごみ量の減少は，新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う経済活動への影響を受け，事業ごみが大きく減少したことが要因となっています。

「京・資源めぐるプラン」では、目標年度である令和12年度に向け、ごみの市受入量を37万トン、焼却量を33万トンに設定するとともに、その他にも、ピーク時（平成12年度）からレジ袋使用量を90%削減、ペットボトル排出量を半減する等、国を大きく上回る目標を設定しています。

(単位：万トン)

	平成25年度 (実績)	令和2年度 (目標)	令和2年度 (実績)	令和12年度 (目標)※3
ごみの市受入量	47.2万トン	39万トン	38.5万トン	37万トン
ごみ焼却量※1	44.4万トン	35万トン	34.9万トン	33万トン
食品ロス排出量	6.7万トン	5万トン※2	5.7万トン	4.6万トン
紙ごみ排出量	14万トン	10万トン※2	10万トン	-

※1 市受入量から、缶・びん・ペットボトル等の市による資源化量、バイオガス化によりエネルギー回収される量、直接埋立量を除いた量

※2 平成12年度（食品ロス9.6万トン、紙ごみ22万トン）の概ね半減を目指す。

※3 「京・資源めぐるプラン」の目標値

## イ 家庭ごみの減量、分別・リサイクルの推進

近年のごみ減量ペースの鈍化を受け、ごみの大部分を占めている、手つかず食品や食べ残しといった「食品ロス」や雑がみ等の「リサイクルが可能な紙ごみ」を主なごみ減量のターゲットとし、地域学習会「しまつのこころ楽考（がっこう）」等の実施による市民啓発やコミュニティ回収制度の拡充等の取組を展開しています。

また、世界的にも問題となっているプラスチックごみ問題を踏まえ、レジ袋やペットボトル等の使い捨てプラスチックごみの削減に向け、マイバッグやマイボトルの携帯等の啓発を行うことで、使い捨てプラスチックに頼らないライフスタイルへの転換を図っています。

さらに、国においては、令和3年6月に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が成立し、製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の取組を促進することとされ、市区町村においては、家庭から排出されるプラスチック製品を資源として分別回収することが求められています。

本市においても、「京・資源めぐるプラン」において、徹底したプラスチックの資源循環を重点施策に位置付けており、令和3年7月から、本市

域内の一部地域で使用済プラスチック製品を分別回収する社会実験を実施し、最適な分別回収、処理方法の確立に向けた検討を進めています。

#### **ウ 事業ごみの減量、分別・リサイクルの推進**

事業ごみの減量については、排出事業者に対し、事業所から排出されるごみの透明袋による排出を義務化（平成 22 年 6 月）し、従来から、延べ床面積 1,000 m<sup>2</sup>以上の事業用大規模建築物（2,640 件）や市内店舗等の床面積の合計が 3,000 m<sup>2</sup>以上の食品関連事業者（約 80 社約 1,500 店舗、令和 3 年 3 月末現在）に対し、毎年減量計画書の提出を求め、立入調査による減量指導を行い、併せてリーフレット等を活用したごみの減量や適正処理に関する啓発を行っています。

その他の事業所については、紙ごみの分別義務化の徹底をはじめ、事業所内でのごみの分別実施の方法、減量方法、再資源化ルートの構築等について提案し、事業ごみの減量・リサイクルに積極的に取り組んでいただける事業所を拡大していくなどの指導・啓発を行っています。

また、一般廃棄物収集運搬業許可業者（75 業者）がごみを収集しているマンションに対しては、平成 22 年 2 月に分別方法等を届け出ていただく制度を創設するとともに、同年 4 月に一般廃棄物処理実施計画に分別ルールを明記する等、管理者や入居者に対する啓発を進めており、ごみ半減をめざす「しまつのこころ条例」では、管理者等に入居者への分別ルール等の啓発を義務付けました。

一方、許可業者に対しては、業者を個別に巡回して調査を実施するとともに、処分基準の明確化、優良事業者の評価制度及び自己 PR 制度を推進しています。また、クリーンセンターにおいて搬入物検査等を実施し、それを基に許可業者や排出事業者へ啓発・指導を行い、分別収集・分別排出の強化に取り組んでいます。

事業ごみにおいても、「食品ロス」と「リサイクルが可能な紙ごみ」を主なごみ減量のターゲットとして施策を進めています。食品ロス削減については、令和元年 10 月から市内の食品スーパー等に対して働きかけ、賞味期限等の直前まで商品を販売いただく「販売期限延長」の取組等を実施しています。令和 3 年度は新たにフードシェアリングや食品の需要予測な

ど、AI や IoT を活用した食品ロス削減に貢献する様々なサービスの実用性を向上させるため、食品関連事業者とサービス提供者とのマッチングを促す事業を実施し、事業者から排出される食品ロスの削減を図ります。リサイクル可能な紙ごみの削減については、マンションの管理会社を訪問し、コミュニティ回収制度の利用案内や古紙回収業者による回収を行う等の助言を行うことで新たな古紙回収の実施を強く働き掛けています。

#### **(14) 「世界一美しいまち・京都」の推進**

本市では、「京都市飲料容器の散乱の防止及び再資源化の促進に関する条例」（空き缶条例）に基づき、飲料容器の散乱防止に取り組んできました。

その後、たばこの吸い殻など、飲料容器以外のごみの散乱も目立つようになってきたことから、まちの美化を積極的に推進し、飲料容器に係る資源の有効利用を促進していくため、空き缶条例を全部改正し、「京都市美化の推進及び飲料容器に係る資源の有効利用の促進に関する条例」（美化推進条例）として、平成9年8月から施行しました。

同条例では、市民や事業者による自主的な美化活動への支援制度、散乱の原因となる投棄行為の禁止及び美化推進強化区域内での投棄行為に対する罰則規定などを盛り込んでいます。また、資源の有効利用の観点から、自動販売機により飲料を販売する事業者に対し、自動販売機の届出及び回収容器の設置を義務付け、違反者に対する罰則規定を設けています。

さらに、飲料、たばこ等の各関係企業・団体等で構成する京都市まちの美化推進事業団において、美化推進強化区域での定期的な清掃活動や美化啓発活動をはじめ、ポスターや看板を用いた啓発を行っています。

#### **(15) 産業廃棄物処理指導の推進**

産業廃棄物の適正な処理や減量化・再生利用等を促進するため、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等に基づき、排出事業者・処理業者の指導監督を行っています。

また、産業廃棄物の不適正処理を防止するとともに、必要な場合には速やかに原状回復させるため、法をきめ細かに補完した「京都市産業廃棄物の不適正な処理の防止等に関する条例」を制定（平成16年4月1日施行）し、良好な生活環境の確保及び健全で恵み豊かな自然環境の保全を図って

います。

さらに、産業廃棄物の処理に関する課題に対して、施策の基本的な方向性を示し、社会情勢の変化に柔軟に対応して、適切な指導を行えるよう、令和3年3月に「京都市産業廃棄物処理指導指針」を策定し、各種取組を進めています。

## **5 し尿収集処理**

### **(1) し尿収集**

本市では、公共下水道整備による水洗化の進捗により、年々、し尿収集世帯数は減少していますが、し尿を衛生的に処理するとともに、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、下水道未整備区域である山間部を中心として、約2,000世帯（令和3年3月現在）を対象に、し尿収集を実施しています。

また、このほかに、市内各地の工事現場等に設置される仮設トイレのし尿収集を実施しています（年間約3,400件）。

### **(2) し尿処理**

収集したし尿は、公共下水道へ適切に放流するための水質基準に適合するよう破砕、希釈等の前処理を行った後、公共下水道へ放流し、水環境保全センターにおいて終末処理を行っています。